

(お知らせ)

令和4年5月25日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機 第16回定期事業者検査開始時期の変更について

現在、通常運転中の伊方発電所3号機（定格電気出力89万キロワット）は、第16回定期事業者検査を令和5年2月3日から開始する計画としておりました。

そうした中、国の審議会において、今年度冬季の電力需給が至近10年間で最も厳しい見通しであり、供給力確保に向け発電所の補修点検時期の調整など追加の対策が必要との方針が示されたことから、当社は、四国を含む西日本エリアの電力の安定供給確保のため、伊方発電所3号機の運転を法定運転期間（13カ月）の範囲内で20日間繰り延べ、令和5年2月23日から定期事業者検査を開始することといたします。

第16回定期事業者検査の全体工程については、後日改めてお知らせいたします。

以上